

地域産業構造転換インフラ整備推進会議の設置について

(新)	(旧)
令和5年11月22日 関係省庁申合せ <u>令和7年2月19日</u> <u>一部改正</u> 1 地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に資する半導体などの大規模な産業拠点整備等であって、かつ、関連インフラの整備を国として緊急的かつ一体的に支援すべきプロジェクトを選定するとともに、当該関連インフラの円滑な整備を推進するため、地域産業構造転換インフラ整備推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。 2 推進会議の構成員は次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。 （座 長） 内閣総理大臣補佐官 （構成員） 内閣府 地方創生推進事務局長 内閣官房 <u>新しい地方経済・生活環境創生本部事務局次長</u> 経済産業省 経済産業政策局長 商務情報政策局長 国土交通省 総合政策局長 水管理・国土保全局長 <u>上下水道審議官</u> 道路局長 3～5 （略）	令和5年11月22日 関係省庁申合せ 1 地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に資する半導体などの大規模な産業拠点整備等であって、かつ、関連インフラの整備を国として緊急的かつ一体的に支援すべきプロジェクトを選定するとともに、当該関連インフラの円滑な整備を推進するため、地域産業構造転換インフラ整備推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。 2 推進会議の構成員は次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。 （座 長） 内閣総理大臣補佐官 （構成員） 内閣府 地方創生推進事務局長 内閣官房 <u>デジタル田園都市国家構想実現会議事務局次長</u> 経済産業省 経済産業政策局長 商務情報政策局長 <u>地域経済産業グループ長</u> 国土交通省 総合政策局長 水管理・国土保全局長 <u>水管理・国土保全局 下水道部長</u> 道路局長 3～5 （略）